

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 理事長の給料月額は、846,700円とする。</p> <p>2 副理事長の給料月額は、842,500円とする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(平成30年度における役員の給料月額に関する特例措置)</p> <p>5 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</u>の間においては、第3条各項及び附則第3項に掲げる給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>6 前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7 前2項において減ずることとされた額を減じて得た給料月額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 理事長の給料月額は、846,700円とする。</p> <p>2 副理事長の給料月額は、842,500円とする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(平成29年度における役員の給料月額に関する特例措置)</p> <p>5 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</u>の間においては、第3条各項及び附則第3項に掲げる給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>6 前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7 前2項において減ずることとされた額を減じて得た給料月額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>